

平成 24 年度 外務省税制改正要望事項

制度名：国際協力を使途とする資金を調達するための税制度の新設

税 目：国際開発連帯税

要望の内容：

飢餓や感染症など地球規模課題への対処を始めとするミレニアム開発目標(MDGs)の達成等、世界の開発需要に対応するためには、伝統的ODAのみでは資金量が十分ではないとの認識から、革新的資金調達に対する関心が高まっている。こうした革新的な資金調達のための税制度として、既に航空券連帯税が一部の国で実施されているほか、通貨取引開発税等も検討されている。右を踏まえて、以下のとおり要望する。

- ①MDGs 達成等、世界の開発需要に対応するため、納税者の理解と協力を得つつ、国際開発連帯税についての検討を進めた上、必要な税制上の措置を講ずる。
- ②その税収の使途として、世界の開発需要への対応を明確に位置づける。
- ③課税方法として、我が国としてどのような方式のものを導入することが適切かについては、今後国内外の動向を踏まえつつ検討する。

政策目的：

本件は、我が国において開発資金のための国際開発連帯税を導入し、MDGs 等、国際的に合意された開発目標の達成に貢献するために、世界の開発需要に対応し得る幅広い開発資金を調達するもの。

施策の必要性：

- ①MDGs が設定されてから 10 年が経過し、いくつかの目覚ましい進展が見られる一方で、最脆弱層が取り残されている現状がある。世界的な経済・金融危機により経済の不安定性が拡大する中、伝統的なドナー国の資金動員力も低下している。
- ②日本政府としても、MDGs 達成に向けた国際社会の取組を主導してきており、進捗が遅れている部分に懸念を有している。また、東日本大震災に際し世界から差し伸べられた温かい支援に対し、国際貢献として恩返ししていく。
- ③MDGs 達成期限である 2015 年以降も貧困削減などの課題は引き続き重要であり、中長期的に幅広い開発資金を追加的に確保する必要がある。